

○高島市公用車広告設置要領

令和2年2月7日

告示第20号

(趣旨)

第1条 この要領は、高島市広告掲載に関する取扱要綱(平成19年高島市告示第18号。以下「要綱」という。)第5条第1項および高島市広告掲載基準(以下「基準」という。)の規定に基づき、高島市(以下「市」という。)が保有する公用車への広告の設置について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱および基準で使用する用語の例による。

(対象車両、規格等)

第3条 広告の設置の対象となる車両は、市が所有する公用車とする。

2 設置場所、広告の規格等については、別に定める募集要項(以下「募集要項」という。)によるものとする。

(広告の応募、審査および決定)

第4条 広告主は、募集要項で定める期限までに募集要項で定める広告設置申込書(以下「申込書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市は、前項の申込書の提出があったときは、募集要項に定める応募資格および広告の設置の要件(以下「応募資格等」という。)を満たすかどうかを審査の上、広告の設置の可否について決定し、設置の開始予定日の7日前(その日が高島市の休日を定める条例(平成17年高島市条例第2号)第1条に規定する市の休日に当たるときは、その直前の市の休日以外の日)までに広告主に通知するものとする。

3 市は、応募資格等を満たした申込者が複数あるときは、公開による抽選により決定するものとする。この場合において、市が複数の公用車の広告を募集し、他に申込者のない公用車があるときは、市は、抽選に外れた申込者について、その希望により当該申込者のない公用車に係る広告の設置を行う者として決定することができる。

4 申込者は、申込書の提出後、広告の設置を取り止める場合は、辞退届を市に提出するものとする。

(契約書の締結)

第5条 市は、第4条第2項または第3項の規定により広告掲出の決定をしたときは、広告の設置に関する契約書(別記様式)を広告主と締結するものとする。

(広告設置料)

第6条 広告主は、前条の契約書に記載された広告設置料を市長が指定する期日までに納付するものとする。

2 納付された広告設置料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告設置ができなかった場合は、この限りでない。

(広告の作成)

第7条 広告主は、自己の責任と費用で広告の内容が明らかとなる書面を作成し、第4条に規定する申込書とともに市長に提出するものとする。

2 市は、前項の書面の提出があったときは、当該広告の内容が申込書の記載事項と相違がないことならびに要綱、基準および本要領に適合していることを審査するものとする。

3 市は、前項の規定による審査の結果、当該広告の内容が適当でないとき、広告主に対し、当該広告の内容の修正を求めることができる。

(広告等の内容の修正)

第8条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令、要綱もしくは基準に違反し、またはそのおそれがあると認めるときは、いつでも広告主に対して、広告の内容の修正を求めることができる。

(費用負担)

第9条 広告の設置等および撤去に要する費用は、広告主自らが負担するものとする。

(広告内容の変更)

第10条 広告主は、設置をした広告の内容を変更しようとするときは、変更の14日前までに、市長に書面で申請し、同意を得るものとする。

(契約の解除等)

第11条 市長は、広告主が、次の各号のいずれかに該当するときは、設置をした広告の表示を一時中止し、または当該広告主との契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに広告設置料の納付がないとき。
- (2) 第7条第3項の規定による訂正または削除の求めに応じないとき。
- (3) 第8条の規定による広告の内容の修正を行わないとき。
- (4) その他市が広告の設置を継続することが適切でないとき。

2 広告主は、前項の規定により、契約を解除されたときは、速やかに当該広告を撤去しなければならない。

3 市長は、広告主が前項の規定による広告の撤去を行わないときは、広告主に代わって撤

去等の措置をとることができる。この場合において、市長は、撤去に要した費用を広告主に請求するものとする。

(設置等の中止)

第12条 広告主は、広告の設置を中止するときは中止の14日前までに、書面で申し出るものとする。

(広告主等の責務)

第13条 広告主は、広告の内容、設置がされた広告の安全性その他広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容が法令等に違反しないことおよび第三者の権利を侵害するものではないことを保証するものとする。

3 広告主は、設置を行った広告に関し、第三者から、苦情、損害賠償請求等を受けたときは、広告主の責任および負担において解決することとする。

(協議)

第14条 要綱、基準およびこの要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告主が誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

別記様式（第5条関係）

広告の設置に関する契約書

高島市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲が所有する下記財産に広告を設置することに関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 広告場所 公用車 台
- (2) 広告の位置 車両の両側面（2箇所）
- (3) 広告設置料 金 円（消費税および地方消費税額含む）
- (4) 設置期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- (5) 納入場所 甲の指定する場所

（総則）

第2条 乙は、この契約書および別紙仕様書のほか、高島市広告掲載に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）、高島市広告掲載基準（以下「基準」という。）、高島市公用車広告設置要領（以下「要領」という。）および高島市公用車広告募集要項（以下「募集要項」という。）の定めるところに従い、広告の設置を行わなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は、この契約から生ずる一切の権利または義務を第三者に譲渡し、転貸し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による同意を得た場合はこの限りでない。

（事故発生時の報告）

第4条 乙は、本契約に基づく広告の設置に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

（広告設置料等）

第5条 乙は、広告設置料を甲が発行する納入通知書に従って納付しなければならない。

- 2 乙は、自己の責に帰すべき理由により前項の規定による広告設置料の納付を遅延した場合は、甲に対し納付期限の翌日から納付の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める割合で計算した遅延利息を加算して支払わなければならない。
- 3 甲は、乙が広告設置料を納付期限までに支払わなかったときは、乙が当該広告設置料を納付するまでの間、広告の設置の拒否その他の措置をとることができる。
- 4 納付された広告設置料は返還しない。ただし、甲が、特別の理由があると認

めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(広告の作成等)

第6条 乙は、乙の責任および費用で設置する広告を作成するものとする。

2 乙は、設置しようとする広告の内容について、甲の指定する期日までに甲の審査を受けなければならない。

3 乙は、広告の内容が法令ならびに条例および規則に違反せず、第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとする。

4 甲は、広告の内容、デザイン等が法令、条例もしくは規則またはこの契約書および要綱、基準もしくは要領（以下「法令等」という。）に違反し、またはそのおそれがあると判断したときは、いつでも乙に対し広告の内容の修正を求め、または広告の設置を一時中止することができる。

5 乙は、前項の規定により甲から広告の内容の修正を求められた場合にあつては正当な理由がなくこれを拒むことはできず、甲が広告の設置を一時中止した場合にあつては甲に対し、広告設置料の減額または損害賠償の請求その他一切の請求をすることはできない。

(広告の管理)

第7条 乙は、設置中の広告について、乙の責任と負担において適正に管理しなければならない。

(広告内容の変更)

第8条 乙は、設置をした広告の内容を変更しようとするときは、変更の14日前までに、甲の書面による同意を得なければならない。

(広告の撤去)

第9条 乙は、本契約が満了したときまたは次条の規定により契約が解除されたときは、乙の責任と負担において速やかに広告を撤去しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定による広告の撤去を行わないときは、乙に代わって撤去等の措置をとることができる。この場合において、甲は、撤去等に要した費用を広告主等に請求できる。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約の条項に違反したとき。

(2) 乙が破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てをし、もしくは申立てを受けたとき、または解散決議があったとき。

(3) 手形または小切手の不渡処分を受ける等支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったときまたは差押、仮差押、仮処分、競売もしくは租税滞納処分を受けたとき。

(4) 甲が、広告の設置を継続することが適切でないと判断したとき。

2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除したときは、甲に対して損害賠償請求その他一切の請求をすることができない。

3 乙は、14日前までに、甲に書面で申し出ることにより、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第11条 乙は、本業務の処理に当たり、この契約およびこの契約に基づく甲の指示に違反して、甲または第三者に損害を与えた場合は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、設置した広告に関し、第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任および負担において解決しなければならない。

(守秘義務)

第12条 甲および乙は、本契約の履行に当たり知り得た一切の事項について、秘密扱いとし、理由の如何を問わず他人に開示または漏洩してはならない。本契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(その他)

第13条 この契約に定めるもののほか、広告の設置に関して必要な事項は、要綱、基準、要領および募集要項その他関係規定の定めるところによるものとする。

(裁判管轄)

第14条 この契約に定める広告掲出に関する訴訟等の管轄は、市の財産の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第15条 この契約書に定めのない事項またはこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
氏名 高島市
高島市長 印

乙 住所
氏名 印

別記様式(第5条関係)